

参考資料

原子力安全・保安院から更なる追加点検指示のあった部位について

以下に示す美浜3号機4箇所、大飯1号機1箇所について原子力安全・保安院から更なる追加点検指示があった。

プラント	番号	名 称	理 由	前回測定時期 (2003.5)	前回最小測定値 (mm)	計算必要厚さ 余寿命評価 (年)	仕 様			備 考
							材料	口 径	圧力／温度 (Mpa／℃)	
美浜3号機	52-44	温分分離加熱器ドレン管	余寿命が1年未満の部位	第20回定検 (2003.5)	4.1	3.8	0.9	炭素鋼	200A	1.27/195.0 3.8年と評価
	53-1	主給水管	余寿命が1年未満の部位	第20回定検 (2003.5)	22.1	22.0	0.2	炭素鋼	500A	10.80/195.0 21年と評価
	103-31	復水処理装置主復水管	余寿命が1年未満の部位	第20回定検 (2003.5)	3.0	3.0	0	炭素鋼	80A	3.04/80.0 シングによる薄肉部と判断でき、また前回定検から減肉は認められない
	121-11	給水ブースタポンプ吐出管	技術基準に定める必要最小肉厚を下回っている部位	第20回定検 (2003.5)	9.4	9.5	-0.4	炭素鋼	500A	2.84/195.0 火力省令第4条を準用し余寿命は7年と評価

プラント	番 号	名 称	理 由	前回測定時期 (2004.6)	前回最小測定値 (mm)	計算必要厚さ 余寿命評価 (年)	仕 様			備 考
							材 料	口 径	圧力／温度 (Mpa／℃)	
大飯1号機	32-7	低圧第4給水ヒータドレン管	余寿命を確認するための部位	第19回定検 (2004.6)	4.0	3.8	0.3	炭素鋼	150A	0.29/143.0 新基準を適用すると余寿命は6.8年と評価

発電用火力設備技術基準の新旧比較

昭和47年の技術基準

第10条
管(管フランジを除く)の厚さは、次の各号に掲げる値のいずれか大きいものでなければならない。

- 水管、過熱管……、蒸気管および給水管で……にあっては、次の計算式により計算した値。

イ 外径が600mm以下の管

$$t = \frac{P D_o}{200 S \eta + 2kP} + \alpha$$

ロ 外径が600mmを超える管

$$t = \frac{P D_i}{200 S \eta - 2(1-k)P} + \alpha$$

JIS B 8201(1995)を引用。

JISでは外径600mmを超えるものについては、外径を基準とする場合と内径を基準とする場合の双方の式の適用が可となつた。

JIS B 8201(1995)
12.7 給水管の最小厚さ

給水管の最小厚さは、12.4の式による。...

12.4 蒸気管の最小厚さ
蒸気管の最小厚さは、次の式による。ただし、管の外径が600mmを超えるもの、又は管の厚さが内径の1/2を超えるものについては、5.2の規定による。

$$t = \frac{P d}{2 \sigma_0 \eta + 2kP} + \alpha$$

(注) $d = D_o$

5. 2 内圧縮の最小厚さ
内面に受ける胴、管寄せなどの円筒部の最小厚さは、次の式による。

(1)外径を基準とする場合

$$t = \frac{P D_o}{2 \sigma_0 \eta + 2kP} + \alpha$$

(2)内径を基準とする場合

$$t = \frac{P D_i}{2 \sigma_0 \eta - 2P(1-k)} + \alpha$$

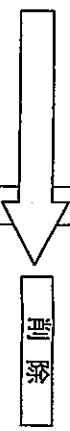
$$\left\{ \begin{array}{l} t = \frac{P D_i}{200 \sigma_0 \eta - 2P(1-k)} + \alpha \\ t = \frac{P D_o}{200 \sigma_0 \eta + 2kP} + \alpha \end{array} \right.$$

- 第1号および前号に規定する管であつて、炭素鋼管を使用するものにあつては、次の表左欄に掲げる管の外形に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

管の外径

管の厚さ

25mm未満	1.4mm
25mm以上38mm未	1.7mm
.....
.....
127mm以上	3.8mm



削除

平成12年の技術基準

第12条
円筒形の管(管フランジ及びレジューーサの部分を除く……)次の各号に掲げる値のいずれか大きいもの以上の値であること。

- 水管、過熱管、再熱管、節炭器管(錫鉄管を使用するものを除く…)
-
- 給水管にあっては、日本工業規格JISB8201(1995)[「適用範囲ボイラー構造」の「1.2.7給水管の最小厚さ」]に規定されている計算式により、付表代りを0として算出した値。ただし、最高使用圧力は、0.7MPa未満の場合であつても0.7MPaとすることを要しない。

JIS B 8201(1995)
12.7 給水管の最小厚さ

給水管の最小厚さは、12.4の式による。...

12.4 蒸気管の最小厚さ
蒸気管の最小厚さは、次の式による。ただし、管の外径が600mmを超えるもの、又は管の厚さが内径の1/2を超えるものについては、5.2の規定による。

$$t = \frac{P d}{2 \sigma_0 \eta + 2kP} + \alpha$$

管の外径に応じた最低肉厚の規定がなくなった。

K : 表5.1による。
α : 表5.1による。